

基本施策評価シート

基本施策最終評価

B

基本施策通し番号 13

基本施策 犯罪、事故、消費者被害がないまちづくりの推進
構成施策

施策番号	施策名	施策最終評価
施策1	地域防犯力の強化	A
施策2	交通安全対策の推進	B
施策3	消費者生活の安全の確保	B

成果指標

指標	内容	平成32年度 目標	平成30年度末 実績	単位	平成30年度の成果の検証
刑法犯認知件数	大野市における刑法犯認知年間件数	100以下	85	件	防犯パトロールなどの防犯対策活動に取り組んだ結果、犯罪認知件数が目標を下回った
消費者相談センター相談件数	消費者相談センターに相談があった事前相談、問い合わせへの助言、相手方とのあっせん(協議)などの年間件数	260	284	件	センターは市民の相談窓口として広く利用されており、あっせん件数は、平成29年度42件に対し平成30年度は55件と増加している。増加した理由については、情報通信に関わるトラブルや特殊詐欺の相談が多かったためである。

後期基本計画策定時の「現状」と「課題」

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪件数は減少傾向にあるが、高齢者に対する特殊詐欺や女性、子どもを狙った付きまとい事案が後を絶たない。 ・交通死亡事故や人身事故は減少傾向にあるが、高齢者が当事者となる事故の割合は高くなっている。 ・消費者を取り巻く環境が複雑・多様化し、インターネット取引に関する被害や特殊詐欺などの消費者被害が、身近なところで起きている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・粗暴犯罪や凶悪犯罪の対策として地域と行政が連携した防犯対策が必要。 ・高齢者の事故防止を重点目標とし、交通安全対策の強化や交通事故のない安全で安心なまちづくりを進める必要がある。 ・相談窓口の強化や消費者教育の推進が必要。

社会情勢・市民ニーズの変化

・全国的に高齢者ドライバーによる逆走やブレーキの踏み間違いなどの重大事故が多発し、社会問題となっており、高齢者の交通安全対策が求められている。
 ・平成29年3月12日に道路交通法が改正され75歳以上の運転者への適性検査制度の見直しや臨時認知機能検査の実施、高齢者講習方法などが新設された。
 ・消費者契約法が改正され、不安を煽る告知については契約を取り消すことができることとなった。
 ・窓口への相談件数は大野市消費者相談センターの認知も広がり増加しているが、問い合わせや情報提供が多く、実質的な相談であるあっせんや調停の割合は高くない。啓発や消費者教育活動での事例紹介などに加えマスコミ報道も「かしこい消費者づくり」に役立っているが、消費者の権利を過大に要求する事例も生じている。
 ・国の消費者基本計画に定める「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」を実践できる倫理的消費者の育成が求められている。

現在の「現状」と「課題」

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の交通安全意識の向上を図っているが、高齢者が当事者となる事故の割合が依然として高い状況である。また、シートベルト装着義務違反者の割合が県内市町の中でも高くなっている。 ・スマートフォンの利用が、若年層のみならず中高年層を含む幅広い年齢層に普及しつつある中で、情報通信に関わる相談が増加しているほか、特殊詐欺などの消費者被害や、ハガキによる架空請求の相談も依然として多い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な高齢者による事故報道等により運転免許証自主返納者が増加傾向にあるが、引き続き制度の促進など、高齢者が当事者となる交通事故の防止策の実施が必要。 ・警察署等と連携したシートベルト装着等の交通ルール順守の徹底。 ・特殊詐欺など高度な手口の消費者被害の防止と対応。

基本施策の「成果」

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・刑法犯認知件数は年間100件以内を維持しており、犯罪抑止を図ることができている。 ・交通安全教室の実施や交通対策協議会と連携した各種啓発活動、運転免許証自主返納支援事業などにより、市民の交通安全意識の向上を図ることができた。平成30年度の人身事故件数は減少しており、交通事故の抑止につながった。 ・相談員2名とも「消費生活相談員資格」という国家資格を取得し、きめ細かい消費者相談や積極的な消費者教育に取り組み、消費者被害の救済、未然防止を図ることができた。
----	---

改善点

・高齢者を対象とした交通安全講習会での危険予測トレーニングや先進安全技術搭載車試乗体験の実施など、高齢者に対する効果的な啓発活動により、高齢者事故の防止を図る。
 ・複雑・多様化した消費者被害の事案に的確に対応するため、相談員2名を配置すると同時に、消費生活相談員が法律などの専門的な助言・指導を受けることができるよう、司法書士を消費者相談アドバイザーとして委嘱するなど、体制を強化したことに加え、国民生活センター主催の研修会、県下相談員による事例研修会への積極的な参加、相談員相互の情報共有の徹底など、消費生活相談員の資質向上を図っていく。